

横浜市障害者ガイド ボランティア事業Q & A 集

（支援対象者・ボランティア用）



- 事務取扱団体
- ◆横浜移動サービス協議会
 - ◆鶴の仲間
 - ◆移動サービスアクセス
 - ◆18区社会福祉協議会

横浜市所管課 健康福祉局障害自立支援課

＊ガイドボランティアの制度について、詳細等ご不明な点は、事務取扱団体または横浜市健康福祉局障害自立支援課へご確認ください。

1 ガイドボランティア事業全般について（P1）

- Q1：なぜ対象要件や外出先が細かく決められているのですか？
- Q2：移動支援事業（ガイドヘルプ）とは、何が違うのですか？
- Q3：ガイドボランティアの支援を受ける上で、気を付けることは何ですか？
- Q4：ガイドボランティアの活動中に事故があった場合、どうすればよいですか？

2 支援対象者について（P2）

- Q5：対象者の年齢要件はありますか？
- Q6：障害者手帳を持っていなくても支援を受けられますか？

3 ガイドボランティアについて（P3）

- Q7：ガイドボランティアになるには、何か資格が必要ですか？
- Q8：ガイドボランティア支援にかかる経費について、補助はありますか？

4 対象となる外出について（P3）

- Q9：ガイドボランティアの対象とならない外出はどのようなものがありますか？
- Q10：ガイドヘルプの「通学通所支援」で対象とならない普通校（個別支援学級を含む）について、ガイドボランティアの「通学」では支援の対象となりますか？

5 支援の方法について（P4）

- Q11：何人かの対象者を、ガイドボランティア1人でガイドすることはできますか？
- Q12：1人対象者を、ガイドボランティア複数人でガイドすることはできますか？
- Q13：ガイドボランティアが、自家用車を使用して送迎することはできますか？
- Q14：ガイドボランティア事務取扱団体による福祉有償運送を行う場合、ガイドボランティアによる付添い支援も併せて実施できますか？
- Q15：ガイドヘルプやホームヘルプ（通院等介助や同行援護などの外出支援）のサービスをヘルパーとして実施した人が、連続してガイドボランティアとして付添いを行うことができますか？

6 活動回数及び交通費の有無について（P5～6）

- Q16：「一般」「余暇」については、4時間を1回として数えることになりますか？
- Q17：「通学」「通所」の場合も、4時間以内の活動を1回とするのですか？
- Q18：学校から一度帰宅し、着替えてそのまま余暇活動に出かける場合、4時間以内でも「通学」1回と「余暇」1回としてよいのですか？
- Q19：「一般」「余暇」で4時間を超えた場合で、ボランティア宅から対象者宅までの交通費が発生する場合、1,500円×2回＝3,000円となりますか？
- Q20：ガイドボランティアが敬老パス（※）等を持っており、ボランティア宅と対象者宅の間で交通費が発生しない場合、奨励金はどのようになりますか？また、ガイド実施中の交通費についてはどのようになりますか？
- Q21：ガイドボランティアが自家用車で対象者宅まで行き、対象者宅近くの有料の駐車場に車を停めてからガイドを行う場合、奨励金はどのようになりますか？

7 外出区分について（P7～8）

- Q22：「一般」と「余暇」の違いはなんですか？
- Q23：通院の後にショッピングをして帰るなどの場合、活動区分はどちらになりますか？
- Q24：家族や知人のお見舞いは、どの活動区分になりますか？
- Q25：修学旅行や遠足など学校以外の場所に行く場合や、長期休み中のクラブ活動等は通学の対象になりますか？
- Q26：学校の帰りに一時預かり等に行く場合はどの活動区分になりますか？
- Q27：障害当事者団体活動での外出付添いは、どの活動区分になりますか？
- Q28：「一般」の外出のうち、身体障害者社会参加支援施設とはどういう施設ですか？

1 ガイドボランティア事業全般について

Q 1 : なぜ対象要件や外出先が細かく決められているのですか？

ボランティア行為ではありますが、障害者福祉を目的として公費による補助が行われているということを踏まえ、「社会通念上適当であるか」「障害特性ゆえに外出支援の必要性が認められるかどうか」といった観点から判断し、補助対象となる要件を定めています。

Q 2 : 移動支援事業（ガイドヘルプ）とは、何が違うのですか？

ガイドボランティアは、専門資格の有無に依らない、一般市民による共助の活動（ボランティア活動）です。

移動支援事業は、都道府県認定のガイドヘルパー講習等（障害種別による）を修了した専門資格所持者による移動支援サービスです。区への申請によるサービス支給決定及びサービス提供事業者との契約が必要となります。

Q 3 : ガイドボランティアの支援を受ける上で、気を付けることは何ですか？

ガイドボランティアは、一般市民による共助の活動（ボランティア活動）です。対象者とガイドボランティア双方が、お互いの立場を尊重し合い、活動するようにしてください。なお、両者間の責任範囲や活動範囲などについて、必ず事前に十分な話し合いを行うようにして下さい。

Q 4 : ガイドボランティアの活動中に事故があった場合、どうすればよいですか？

活動中に事故があった場合には、登録をしているガイドボランティア事務取扱団体に速やかに連絡して下さい。なお、事務取扱団体では、ボランティア活動の万一の場合に備え、ボランティア保険に加入するなどしています。事務取扱団体等で加入するボランティア保険の詳細については、各団体にお問い合わせ下さい。

2 支援対象者について

Q5： 対象者の年齢要件はありますか？

特に定めていませんが、ガイドボランティア事業で想定する対象者は外出時の支援が必要な障害者です。

未就学児の外出に際しては、障害の有無に関わらず保護者が付き添うことが想定されますので、原則としてガイドボランティア事業の対象とはなりません。

Q6： 障害者手帳を持っていなくても支援を受けられますか？

障害者手帳が無くても、障害のある事を証明する書類※を持っていれば、支援を受けることができます。

※障害のある事を証明する書類

○知的障害児・者：児童相談所や更生相談所の判定書

○精神障害児・者：精神障害を事由とした年金証書や障害福祉サービス受給者証（放課後等デイサービスの受給者証は不可）、
自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る） など

○身体障害児・者：難病等を事由とした障害福祉サービス受給者証、医師の診断書

（難病患者等）（「障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病」（※資料参照）に該当すること及び「視覚障害または肢体不自由障害1級～6級に準ずる機能障害を有すること※2」が確認できる内容であること） など

※2 視覚障害または肢体不自由障害1級～6級に準ずる

障害程度の詳細については『身体障害者障害程度等級表』をご参照ください。

（具体的には、視力が低いこと（目安として片方の良い方の眼の視力が0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下）や視野障害、麻痺、筋力の低下、関節の拘縮、失調・不随意運動など）

3 ガイドボランティアについて

Q7： ガイドボランティアになるには、何か資格が必要ですか？

18歳以上で障害者福祉に理解と熱意をお持ちの方であれば、特別な資格は必要ありませんが、事務取扱団体への事前の登録が必要です。

また、ガイドボランティア向けの研修により、ガイドに関する基礎知識の習得や実習等による技術の向上を図っています。

なお、適正な活動や正しい実績報告等が見込めない場合は、登録をお断りする場合があります。

Q8： ガイドボランティア支援にかかる経費について、補助はありますか？

奨励金以外の補助はありません。

ガイド中に生じる交通費等は対象者の負担となりますが、その他支援に必要な経費（利用者との連絡にかかる電話代、事務取扱団体への活動報告書の郵送料、ガイドに必要な身支度品等）は、ガイドボランティアの自己負担となります。その他支援に必要な経費については、奨励金を活用してください。

4 対象となる外出について

Q9： ガイドボランティアの対象とならない外出はどのようなものがありますか？

ガイドボランティアの対象とならない外出は次のとおりです。

- ・通勤や勤務、営業に伴う外出
- ・ギャンブルや飲酒を伴う外出等
- ・3親等以内の親族をボランティアとする外出
- ・同じ支援者による公的サービス（通院等介助や移動支援等）との連続した外出
- ・その他 社会通念上本制度を適用することが適当でないと認められる外出

Q10： ガイドヘルプの「通学通所支援」で対象とならない普通校（個別支援学級を含む）について、ガイドボランティアの「通学」では支援の対象となりますか？

「通学」として対象となります。

5 支援の方法について

Q11： 何人かの対象者を、ガイドボランティア1人でガイドすることはできますか？

原則として、1対1でのガイドをお願いします。ただし、「通学・通所」に限り、対象者・ボランティア双方で、ガイド中の危険がないように十分な事前相談及び納得ができていれば、ボランティア1名につき対象者3名までの支援を可能としています。

その場合、ボランティアには対象者人数分の奨励金が支払われます。（交通費が発生する場合の奨励金は、一人分のみ1,500円となり、残りの対象者分については1,000円となります。）

Q12： 1人の対象者を、ガイドボランティア複数人でガイドすることはできますか？

原則として、1対1でのガイドをお願いします。ただし、対象者の状態に応じて、1人での支援では安全が確保できない場合等には、2人で支援をすることも可能です。2人で支援をする場合には、登録するガイドボランティア事務取扱団体に事前にご相談下さい。

Q13： ガイドボランティアが、自家用車を使用して送迎することはできますか？

ガイドボランティアの活動は、原則として、徒歩や公共交通機関を利用する場合の付添いです。自家用車を利用して送迎せざるを得ない場合には、対象者とガイドボランティアの双方で、両者間の責任範囲を十分確認の上で、実施して下さい。

なお、自家用車使用時の事故については、ガイドボランティア事務取扱団体等が加入する保険の対象にはなりませんので、使用する自家用車が任意保険（搭乗者に対する保険を含む）に加入していることなどを事前に必ずご確認下さい。

Q14： ガイドボランティア事務取扱団体による福祉有償運送を行う場合、ガイドボランティアによる付添い支援も併せて実施できますか？

福祉有償運送による送迎をする場合に、併せてガイドボランティアとして支援を行うことは出来ません。

なお、対象者の状態により走行中にも介助の必要がある場合には、運転者とは別の者が車に同乗しガイドボランティアとして支援をすることは可能です。

Q15： ガイドヘルプやホームヘルプ（通院等介助や同行援護などの外出支援）のサービスをヘルパーとして実施した人が、連続してガイドボランティアとして付添いを行うことができますか？

どこまでがガイドボランティアなのか、どこからがガイドヘルパーなのか、どちらの活動なのか活動時間による線引きが困難であるため、同じ支援者による公的サービスとの連続した外出支援は認めていません。

連続していない場合や違う人であれば構いません。

×ガイドヘルプ⇔ガイドボランティア

×ホームヘルプ（通院等介助や同行援護などの外出支援）⇔ガイドボランティア

6 活動回数及び交通費の有無について

Q16： 「一般」「余暇」については、4時間を1回として数えることになりますか？

「一般」「余暇」については4時間で1回となります。そのため、5時間の活動をした場合には、2回分の活動とみなします。

Q17： 「通学」「通所」の場合も、4時間以内の活動を1回とするのですか？

「通学」「通所」については、4時間以内であるかに関わらず、行きと帰りそれぞれの活動を1回とみなします。

Q18： 学校から一度帰宅し、着替えてそのまま余暇活動に出かける場合、4時間以内でも「通学」1回と「余暇」1回としてよいのですか？

「通学」と「余暇」、「通学」と「一般」、「通所」と「一般」、「通所」と「余暇」の組み合わせで4時間以内の場合は、1回の活動と見なします。この場合、より多くの時間を要した外出の区分となります（下校30分、ショッピング2時間なら「余暇」1回）。

4時間を超える場合は、それぞれ区分を分けても構いません（通学30分、ショッピング4時間なら「通学」1回と「余暇」1回）。

Q19： 「一般」「余暇」で4時間を超えた場合で、ボランティア宅から対象者宅までの交通費が発生する場合、1,500円×2回=3,000円となりますか？

連続した付添いの場合、交通費の対象となるのは1回のみですので、1,500円×1回+1,000円×1回=2,500円となります。

また、同様にボランティア1名につき複数の対象者を支援する場合の交通費の対象も、一人分（1回分）のみ1,500円となり、残りの対象者分については1,000円となります。

Q20： ガイドボランティアが敬老パス（※）等を持っており、ボランティア宅と対象者宅の間に交通費が発生しない場合、奨励金はどのようになりますか？また、ガイド実施中の交通費についてはどのようになりますか？

奨励金は、「ガイドボランティアの自宅から活動開始場所又は活動終了場所からガイドボランティアの自宅までの間に交通費が発生する場合」1,500円となります。

敬老パス等を利用することにより、ガイド当日に交通費が発生していないのであれば、奨励金は1,000円となります。

また、ガイド実施中の交通費についても同様の考え方となり、ガイド中にボランティア分の交通費の実費が発生するのであれば、支援対象者の負担となり、実費が発生しないのであれば支援対象者の負担はありません。

本取扱については、定期券や福祉特別乗車券についても同様の考え方になります。

※敬老パス…市営バス・市営地下鉄・金沢シーサイドライン・民営バス（市内区間）で利用できる乗車証。市内在住で70歳以上の希望する方に交付。交付に際しては、ご本人の所得に応じた負担金が必要。

Q21： ガイドボランティアが自家用車で対象者宅まで行き、対象者宅近くの有料の駐車場に車を停めてからガイドを行う場合、奨励金はどのようになりますか？

奨励金が1,500円（交通費あり）となるのは公共交通機関を利用した場合であるため、この場合奨励金は1,000円となります。

7 外出区分について

Q22： 「一般」と「余暇」の違いはなんですか？

通院や日用品の買物等、社会生活上必要不可欠な外出を「一般」としており、「一般」に当てはまらない社会参加のための外出は「余暇」としています。ただし、飲酒やギャンブルなど、支援の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

Q23： 通院の後にショッピングをして帰るなどの場合、活動区分はどちらになりますか？

4時間以内であれば、より多くの時間を要した外出の区分としてください（通院2時間、ショッピング1時間なら「一般」1回）。

4時間を超える場合は、それぞれ区分を分けても構いません（通院3時間、ショッピング2時間なら「一般」1回と「余暇」1回）。

Q24： 家族や知人のお見舞いは、どの活動区分になりますか？

家族や知人が病院に入院している場合、そのお見舞いに行く際の活動区分は一般となります。病院以外の場所(自宅等)にお見舞いに行く場合は、余暇となります。

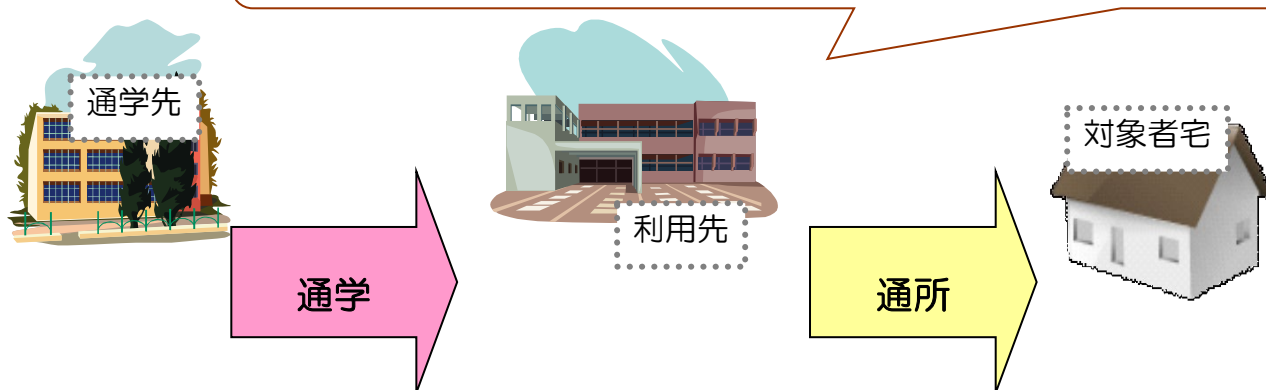
Q25： 修学旅行や遠足など学校以外の場所に行く場合や、長期休み中のクラブ活動等は通学の対象になりますか？

学校カリキュラムの一環と認められる行事やクラブ活動等は、集合場所までは通学として対象となります。なお、フリースクール等、学校教育法に基づく学校以外へ通う場合は、在籍学校において出席扱いと認められる場合に限り、通学として対象となります。在籍学校及び事務取扱団体にご相談ください。長期休み中の放課後キッズクラブは「通所」扱いです。

Q26： 学校の帰りに一時預かり等に行く場合はどの活動区分になりますか？

放課後に学校から一時預かりサービスや学童保育等に行く場合は「通学」、そこから自宅に帰るのは「通所」となります。ただし、学校から放課後等デイサービスに行く場合は「通所」です。なお、ガイドボランティアが放課後の支援（親の希望時間まで目的なしの外出・家で預かる等）を行うことはできません。

- ・ 日中一時支援 ・学童保育 ・居場所作り事業 ・放課後キッズクラブ 等
- ※放課後等デイサービスに行く場合は「通所」



Q27： 障害当事者団体活動での外出付添いは、どの活動区分になりますか？

障害当事者で構成されている障害者の団体活動のうち、障害者福祉の推進を目的とした会議や研修に参加する場合の区分は「一般」となります。ただし、余暇や親睦を目的とする場合の区分は「余暇」となります。

Q28： 「一般」の外出のうち、身体障害者社会参加支援施設とはどういう施設ですか？

身体障害者社会参加支援施設とは、身体障害者福祉法に基づく施設で、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設です。横浜ラポール、ラポール上大岡、横浜あゆみ荘、県ライトセンター、点字図書館などが含まれます。